

配置予定技術者調書

1

工事番号

和水菊水分署庁舎建設事業 第5号

2

工事名

和水菊水分署庁舎建設工事

3

工事場所

玉名郡和水町原口747番地1外 地内

4

現場代理人氏名

5

主任技術者氏名

保有資格

免許番号

6

監理技術者氏名

保有資格

免許番号

監理技術者資格者証番号

7

専門技術者氏名

保有資格

免許番号

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

有明広域行政事務組合
代表理事 浅田 敏彦 様

(注) 1 当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者を設置するものとし、それ以外の場合には主任技術者を設置するものとする。
2 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定するものをいう。
3 現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
4 現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者については、各種免許の写しを添付すること。